例（クラブごとの実態に合わせて規約を改正する）

東新〇〇クラブ規約（〇〇はクラブ名が入る）

第1章　総則

第１条　名称

東新潟中学校生徒のみで構成される〇〇クラブ「東新〇〇クラブ」を設立する。

第２条　目的

本クラブは、次の目的をもち、活動する。

(1)地域に根差した発達段階に応じた選手育成

(2)スポーツを通した人間力の向上、礼儀、マナーの向上

(3)〇〇競技を通し、みんなで力を合わせて目的を達成していくこと。

第３条　活動

本クラブは次のことに留意し、活動する。

(1)活動場所は、東新潟中学校体育館とする。

(2)月ごとに利用計画書に則った活動を行う。

(3)活動日、活動時間は、新潟市が定める部活動指導のガイドラインとし、平日は最大

４日間で17:30～18:30とし、週休日・休日は週１日（最大180分間以内）を原則とする。

第２章　クラブ員等

第４条　構成

　本クラブは、クラブ員、クラブ員の保護者、クラブ代表１名、クラブ副代表２名、コーチ等の指導者（教員も可）、本クラブの趣旨に賛同した者によって構成する。

第５条　加入資格

(1)本クラブに加入する資格は、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険等に加入できる東新潟中学校に在籍する中学生であって、本クラブの活動趣旨及び本規約に賛同する保護者の同意を得られた中学生とする。

(2)他の〇〇団体との掛けもちはできない。

第６条　クラブ員の保護者の役割

　保護者はクラブ員の健康や心身の安全について注意を払い、本クラブの活動に対する支援を必要に応じて行うこととする。

第７条　加入登録及び退団

　(1)本クラブへの加入登録は、保護者により申し込まれる所定申込用紙にてこれを行い、代表の承認の時よりクラブ員として認める。

(2)加入登録期間は、加入の申し込みが承認された日からその年度末（３月３１日）ま

でとし、毎年、年度ごとに更新する。

(3)クラブ員が、中学校卒業以外で退会する場合、当該クラブ員の保護者が本クラブ代

表に申し出を行い、退会することができる。ただし、加入登録料及び既得権をすべて

放棄するものとして還付しない。

(4)クラブ員が次の各号に該当する場合は、休会または退会処分を求める場合がある。

　①連絡なく本クラブを長期間休んだ場合。

　②チーム内の和を著しく乱した場合。

第８条　保険加入義務

　本クラブ員は、全員公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険等に加入するものとする。

第３章　会費・会計等

第９条　会計年度

本クラブの会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。会計年度の終わりに余剰金がある時は翌年度に繰り越す。

第10条　会費等

(1)クラブ員は別に定める入会金、月会費、及びその他諸費用を所定の方法で納めなけ

ればならない。

(2)その他必要な費用を徴収する場合がある。

(3)一旦納入した諸費用は、理由のいかんを問わず返還しない。

第11条　運営費

(1)本クラブの運営に必要な支出（以下、運営費という）は、クラブ員の納める入会

金、月会費をもってあてる。また、繰越金もそれに充当する。

(2)当該年度の運営費から支出できる経費は、概ね次の各号に掲げる通りとする。

①連盟等への登録及び各種大会への参加費

②用具等の消耗品又は備品購入費

③その他、本クラブの活動に必要な経費

第４章　雑則

第12条　障害事故等

本クラブの練習や活動等に発生した傷害事故等について、本クラブ及び本クラブの指導者に責務はなく、各人加入の保険金以外の補償はないものとする。一切の事故に対する責任は、クラブ代表が負うものとする。なお、傷害時における出費は、保険金取分以外はすべて自己負担とする。

第13条　ユニフォーム・チームグッズ等

　ユニフォーム、チームグッズ（フォームアップス、セカンダリー等）については、個人負担で全員購入とする。

第14条　個人情報

　加入登録時、所定申込用紙に記載された個人情報は本クラブ活動に必要な範囲に限り、利用できるものとする。本クラブ活動中に記録された写真・映像・音声に関する一切の権限は本クラブに帰属するものとする。これは、本クラブホームページやその他の媒体・資料・取材などに使用されることがある。

附則

本規約は、2023年〇月〇日より施行

　本規約は、毎年1回見直し、改定されることがある。本規約の定めない事項については、代表を含めた保護者会等により協議し、決定できるものとする。